



SMTB年金ニュース

(平成27年3月27日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

「退職給付に関する会計基準の適用指針」の改正 (複数事業主制度に係る注記の見直し)

昨日(平成27年3月26日)、企業会計基準委員会(ASBJ)より改正企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表(※)されました。なお、本適用指針に関しては、[平成26年12月24日に公開草案がASBJより公表](#)され、コメントの募集が行われておりました。

※ https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/taikyu2015/

I. 改正の概要

複数事業主制度(総合型や連合型の厚生年金基金及び確定給付企業年金等)に加入する企業が、当該制度について、確定拠出制度に準じた会計処理及び開示(一般に「例外処理」と呼ばれています。)を行う場合には、加入する企業年金制度全体の直近の積立状況等(年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額、年金制度全体の掛金等に占める自社の割合、これらに関する補足説明等)について注記することとされています(企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」第33項)。

直近の積立状況等のうち「年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額」については、企業年金制度の財務諸表を基に作成するため、平成24年1月31日付で発出された厚生労働省通知及び平成26年3月24日付で発出された厚生労働省通知による当該財務諸表の勘定科目変更に合わせて必要な改正を行うものです(3頁目ご参照)。

下線は公開草案から
変更となった箇所

II. 適用時期等

- 改正された本適用指針は、公表日以後最初に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。
- 本適用指針の改正は、表示方法の変更として取扱い、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第14項(※)に従う。

※ 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第14項
財務諸表の表示方法を変更した場合には、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行う。

Ⅲ. ASBJへ寄せられたコメントへの対応

(ASBJへ寄せられたコメント)

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/comments/taikyu2014.shtml

本コメントを受け、本適用指針は公開草案から主に厚生年金基金に関する以下の点が変更されました。

- ① 最低責任準備金に関する厚生労働省通知による変更の経緯がより明確に記載されました。

(本適用指針第 72-2 項)

(ご参考) 厚生年金基金財政決算報告書に記載される「最低責任準備金」の経緯

財政決算年度	貸借対照表上の最低責任準備金に関する記載
--------	----------------------

平成 23 年度	: 「最低責任準備金 (継続基準)」
----------	--------------------

平成 24、25 年度	: 「最低責任準備金」及び「最低責任準備金調整額」
-------------	---------------------------

平成 26 年度	: 「最低責任準備金」
----------	-------------

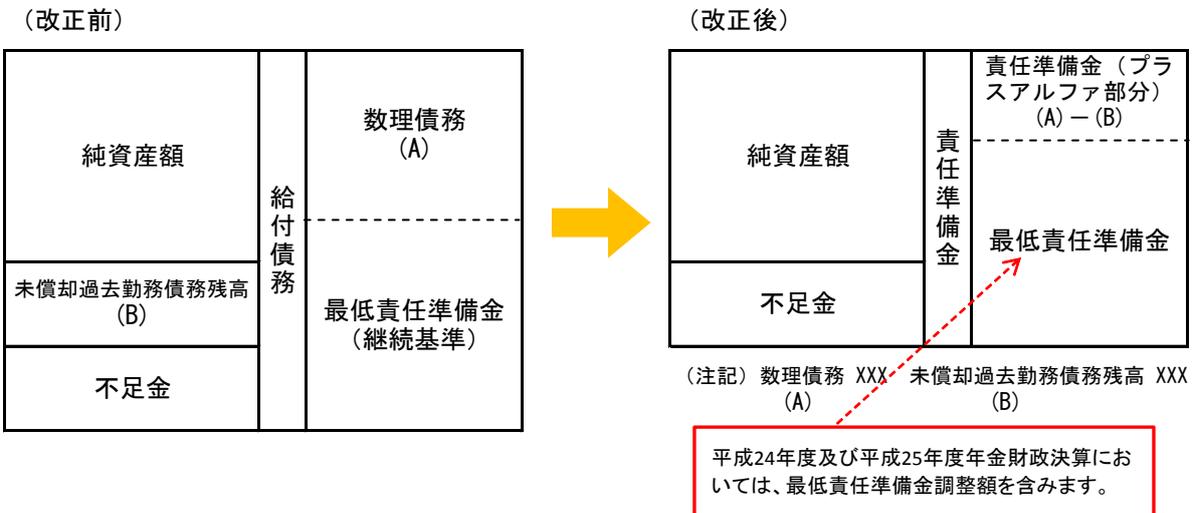
- ② 簡便法による退職給付債務や、自社の負担に属する年金資産等を計算する際に、厚生年金基金の場合は最低責任準備金も勘案することが明記されました。

(本適用指針第 112-2 項、第 119-2 項)

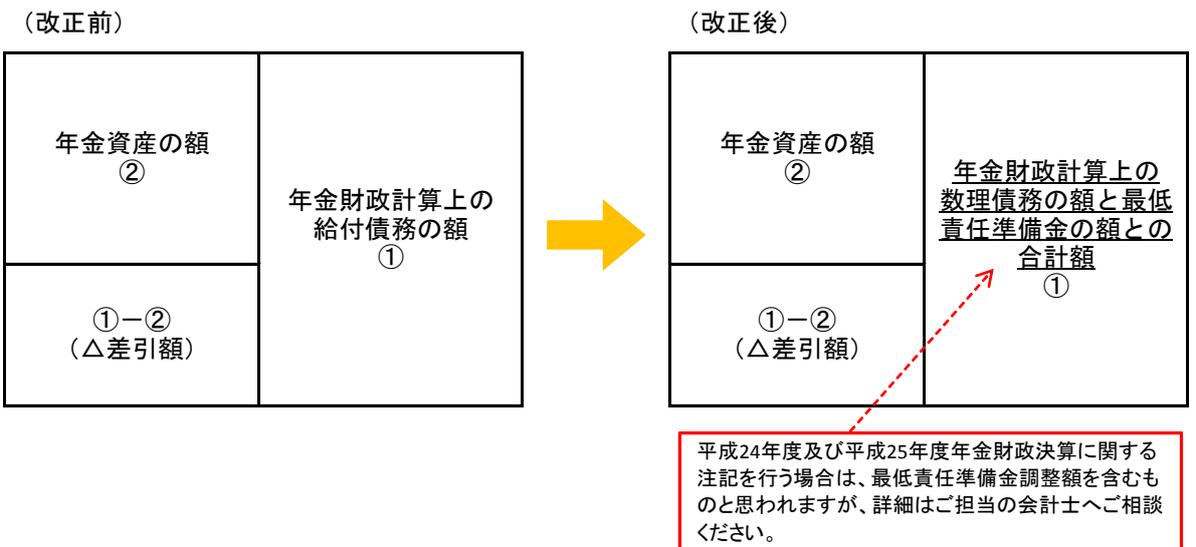
(参考) 改正イメージ図

≪貸借対照表の改正のイメージ図（厚生年金基金の場合）≫

年金財政上の改正イメージ図



会計上の改正イメージ図



確定給付企業年金においては、代行部分の給付がないため、「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」は、年金財政計算上の数理債務の額のみとなります。

以上

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595